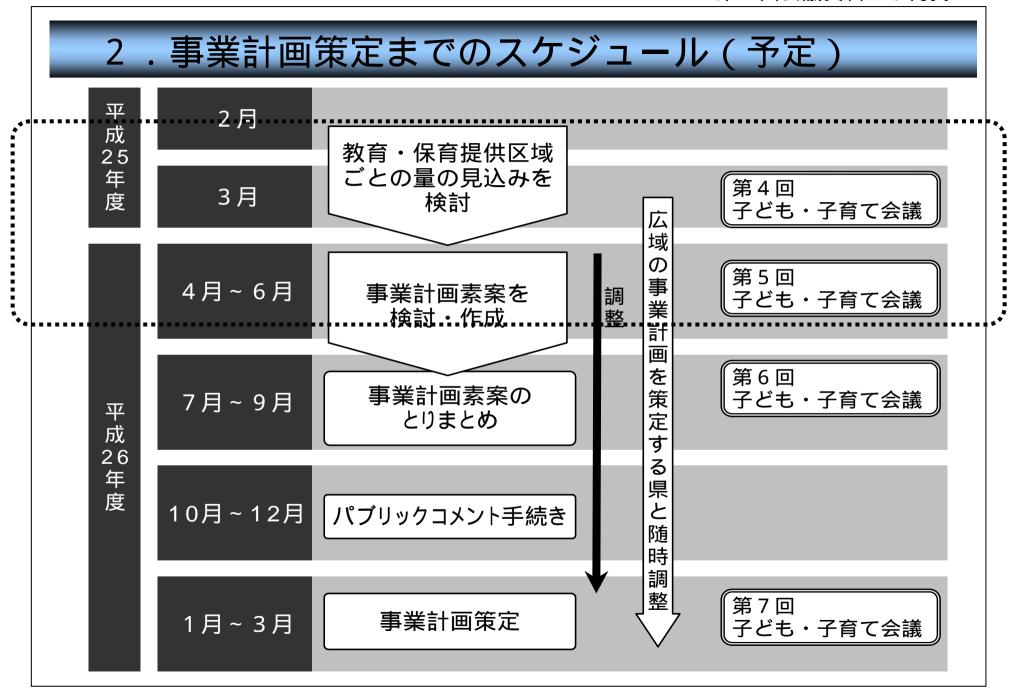
子ども・子育て支援事業計画素案の作成に向けて

平成26年3月28日 四日市市こども未来部こども未来課



3. 事業計画の構成イメージ(案)

第1章 計画の策定にあたって

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の位置づけ・期間
- ・次世代育成支援後期行動計画の成果と課題
- ・本市の子ども・子育てを取り巻く状況

など

第4~5回 子ども・子育て会議

第2章 計画の基本的な理念・考え方について

- ・計画の基本理念、基本方針
- ・計画の基本目標
- ・計画の体系なり

第4~5回 子ども・子育て会議

|第3章 子ども・子育て支援の取組・事業

基本目標における施策の方向、実施事業

・基本目標

第5~6回 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議

第5~6回

第4章 各教育・保育提供区域における実施計画について

各教育・保育提供区域における5か年の需給計画

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期
- ・幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

第5章 計画の推進体制について

計画の達成状況の点検及び評価

1.「第1章事業計画の策定にあたって」について

(1) 計画策定の趣旨

少子化の進行におけるこれまでの少子化対策など、子ども・子育てに関連する国等の動向を含め、新制度の成立に至るまでの経緯と必要性を記載。

こうした社会情勢に対応した本市の総合的な子育て支援施策の指針として策定することを記載。 ______

出生数、合計特殊出生率の推移

平成24年の合計特殊出生率は1.41であり、平成17年に1.26と過去最低を記録してから微増傾向にあるが、なお楽観できない状況。

子育てをめぐる現状と課題について

- ○急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、
 希望子ども数も2人以上。
- 家族、地域、雇用など子ども・子育てを 取り巻く環境が変化。
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 家族関係社会支出の対GDP比の低さ

(日: 1.04%、仏: 3.00%、英: 3.27%、次エデン: 3.35%)

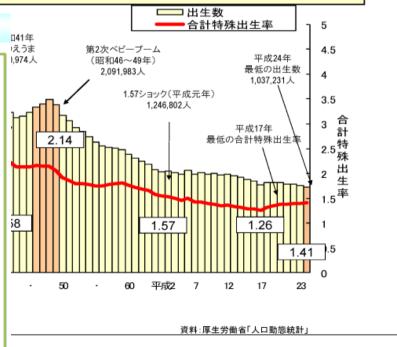
- 〇子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 〇子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、 保育の総合的な提供

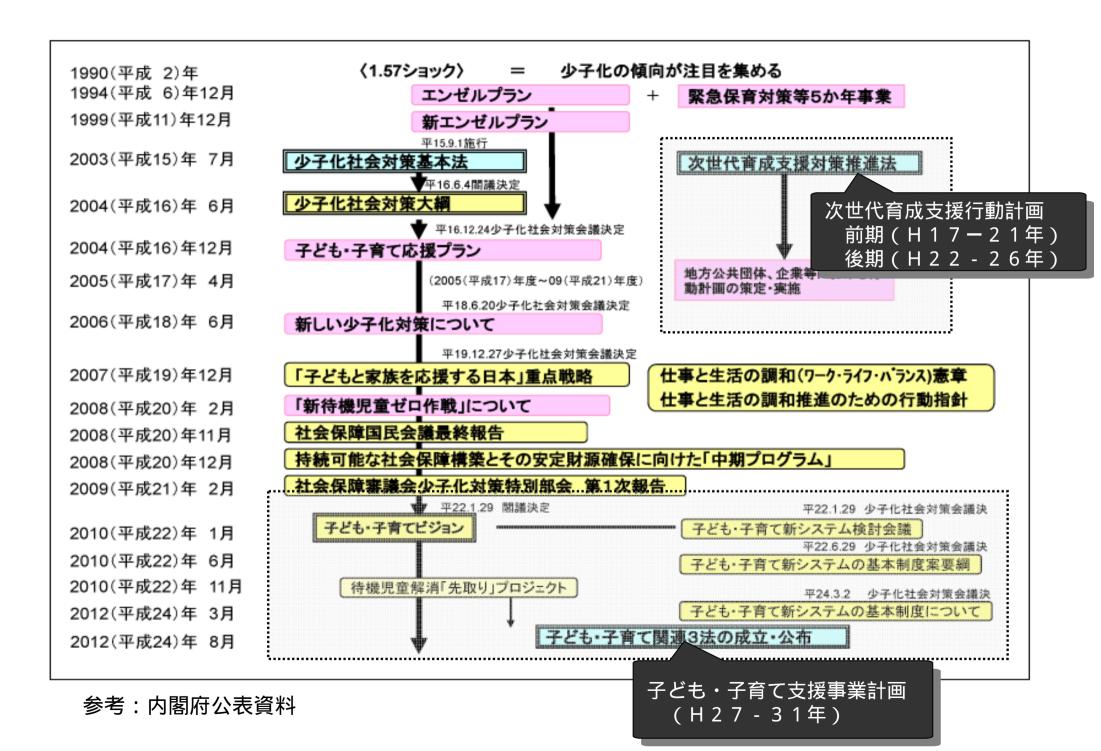
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- 地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の 充実



参考:内閣府公表資料



(2) 対象

本計画は、本市に住むすべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とする。

(3)期間

本計画は、平成27年度~平成31年度までの5年間を計画期間とする。

(4) 位置づけ

子ども・子育て支援法による基本指針に定められた内容はもとより、現行の「次世代育成 支援後期行動計画(平成22年度~26年度)」の後継計画として、現計画の内容も踏ま え、課題に即した新たな計画として策定すること。

本市施策の総合的な推進を図る指針となる四日市市総合計画(平成23年度~32年度)を上位計画と位置づけ、また地域福祉計画や障害者計画など関連計画との整合を図ること。

- (5)次世代育成支援後期行動計画の検証(成果・課題)
 - (検証作業途中のため、次の会議で報告)
- (6)本市の子ども・子育てを取り巻く状況

統計データからみる本市の現況を記載 アンケート調査等からみる子ども・子育てに関する本市の現況を記載

2.「第2章計画の基本的な理念・考え方」について

(1) 基本理念と基本方針

次世代育成対策推進法と子ども・子育て支援法の違い

目的	次世代育成支援対策推進法 次代の社会を担う <u>子どもが健やかに生まれ、</u> かつ、育成される社会の形成に資することを 目的とする。	子ども・子育て支援法 一人一人の <u>子どもが健やかに成長することがで</u> きる社会の実現に寄与することを目的とする。
計画の関すする	 ベ必須> 地域における子育ての支援 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保 及び増進 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備 子どもを育成する家庭に適した 良質な住宅及び良好な居住環境の確保 職業生活と家庭生活との両立の推進 その他の対策 	〈必須〉 <u>教育・保育</u> の量の見込み並びに実施しよっとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 <u>地域子ども・子育て支援事業</u> の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

次世代育成支援後期行動計画の基本理念と基本指針案における新制度の意義

<次世代育成支援後期行動計画の基本理念>

子どもと子育てにやさしいまち四日市

~ 子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくり ~

< 次世代育成支援後期行動計画の基本的な視点 >

子どもの人権を尊重する 視点 男女共同参画推進の視点

社会全体で子育てを支援 する視点

<基本指針案の子ども・子育て支援の意義>

【子ども・子育て支援法の目的】

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

【子どもの育ちに関する理念】

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

【子育てに関する理念】

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、**家庭は教育の原点**であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、**親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営 み**である。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

<ポイント>

次世代育成対策推進法と子ども・子育て支援法が目指している目的は、いずれも「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」である。

基本指針案における子ども・子育て支援の意義においては、「個性ある、自己肯定感を もって育まれる環境を社会全体の責任として整備」「家庭は教育の原点」「地域や社会が 保護者に寄り添う」「親としての成長を支援」がキーワードになっている。

検討 1

<子ども・子育て支援事業計画の基本理念(案)>

次世代育成支援後期行動計画の基本理念や視点における考え方は、子ども・子育て支援 法の理念や意義に包含されており、これまでの施策の継続性と一層の取組が必要である ことから、「子どもと子育てにやさしいまち四日市」の基本理念を継承。

検討 2

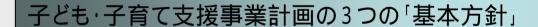
<子ども・子育て支援事業計画の基本方針(案)>

次世代育成支援後期行動計画で掲げている『基本的な視点』を、子ども・子育て支援法による基本指針案のキーワードを盛り込んだ『基本方針』として位置づける。

次世代育成支援後期行動計画の3つの「視点」

子どもの人権を尊重する 視点 男女共同参画推進の視点

社会全体で子育てを支援 する視点



子どもを尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます

家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます

地域や社会全体で 男女が共に 子どもの成長と子育てを支えます

(2) 基本目標と計画の体系

基本理念・基本方針や、子ども・子育て会議における委員の皆さまの意見やアンケート調査結果なども踏まえ、今後5年間の取組について、基本目標を検討します。

【これまでの子ども・子育て会議における主な意見】

<全体>

新制度の普及とともに、働く側の質の確保が必要。

制度はあっても認知されないと機能しないため、伝達の方法が課題。

子どもは家庭で子育てをするという一番の基本を前提として、その責任を果たせるような環境を作っていくことも社会の役割。

保育料等の問題で保護者に選択の余地がないというのではなく、家庭教育の内容で選択できる子育ての施策が必要。

子育て支援の活動団体と行政とのネットワークを広げ、情報を共有していくことが必要。 子どもらしくいられる時間、空間を大人がきちっと見守ってあげないといけない。 子どもの視点というのが大事で、子どもの最善の利益、これをどう保障していくかの議 論が必要。

< 個別 >

保育園と幼稚園、公立と私立の役割分担や、子どもの数と保護者ニーズを見極めながら の議論が必要。

病児保育の利用を必要としていない割合が高くなっているが、利用しやすい環境や場所となっていない状況も影響しているため考慮が必要。

早期退職は経営者側としては人材の損失となるため、子育てをしながら働ける雰囲気、 応援する気運がまず大事。

学童保育所の利用希望が少ない調査の結果には、保育料の問題や自主運営、運営上の格差が影響している。

【アンケート調査結果より】

1. 母親の就労状況

前回調査と比較すると、パート・アルバイト等の増加が見られ、子どもが小さい時から働く方が増えている。

また現状のままパート・アルバイトで働き続けることを希望する方が増えている。

2 . 教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な利用希望を母親の就労希望形態別にみると、フルタイムでは幼稚園の利用状況が約7%に対し約25%、保育園が約60%に対し約77%、幼稚園の預かり保育が1.3%に対し約20%となっており、現在はない認定こども園の利用希望は約20%となっている。

またパート・アルバイト等でみると、幼稚園が約31%に対し約55%、保育園が約44%に対し約50%、幼稚園の預かり保育が約3%に対し約22%、現在はない認定こども園が約13%の利用意向となっている。

現在、子どもがまだ小さいことを理由に、定期的な教育・保育の事業を利用していない方が、今後利用を希望する子どもの年齢は、3歳が一番多く約45%、次いで4歳が約26%となっている。

3.子育て支援事業

不定期に利用する幼稚園の預かり保育や一時保育、ファリミリー・サポート・センターを合わせても約10%であるのに対し、今後の利用を希望する方は約45%となっている。そのうち、不定期の就労で事業の利用を希望される方が約10%となっている。

子育て支援センターの利用状況が、0~2歳でそれぞれ約30%であるのに対し、今後の利用希望では、0歳で約64%、1歳で約42%、2歳で約32%となっている。

また子育て支援センターを利用していない方には、「情報提供の不十分や利用方法がわからない、利用条件が合わない」が理由の一つとして挙げられている。

放課後児童クラブ(学童保育所)の利用状況が、平日の放課後と長期休暇期間中が8~9%であるのに対し、今後の利用希望では、平日の放課後が約13%、長期休暇期間中が約21%となっており、そのうち約6割の方が6年生までの利用を希望している。

<u>4.子育て全般</u>

市に期待する施策は、「子育てにかかる経済的援助」が最も多く、次いで「仕事と家庭の両立の推進」となっているが、そのほか、就学前については、「保育内容の充実」、また小学校については、「地域における子どもの見守り」が多くなっている。

新計画 (子ども・子育て支援事業計画)

基本方針

子どもを尊重

子ども

の

说点に

たっ

子ども

の

健や

か

な成長を

はぐくみま

す

家庭の子育て力をはぐくみ(子育て家庭を支えます)

地域や社会全体で 男女が共に 子どもの成長と子育てを支えます

基本目標

【子育ち・子育て】

- 1 みんなで支えあい 子 どもの成長と子育てを支え る環境が整ったまち
- (1)就学前教育・保育の充実
- (2)子育て家庭にやさしい支援
- (3)地域で支える子育て支援
- (4)児童の健全育成

【要保護支援】

- 2 親と子が安心して自立 した生活を送れるまち
- (1)社会的養護・支援の必要な子どもへのきめ細かな支援

【健康·安心】

- 3 健康で安心して子ども を生み育てられるまち
- (1)安心して妊娠・出産できる 環境の推進
- (2)親と子の健康増進と安心して育児ができる環境の推進

【社会全体で支援】

- 4 社会全体で子育て家庭を支えるまち
- (1)仕事と生活の調和の推進
- (2)働きやすい環境の充実

現計画(次世代育成支援後期行動計画)

基本目的	行動目標	任務	
奉中日的	行動日保		(重点事業)
1 楽しい子育てを 支援する環境の 整ったまち	(1)快適に暮らせる生活基盤 が整う	安全で快適な住環境の整備を進める	建築物のユニバーサルデザイン化 公園緑地整備
		市民の移動を円滑にする道路整備を進める	
		市民に親しまれる公園、緑地を整備する	
2 安全で安心に生 活できるまち	(1)市民が安全に日常生活を 送れる	交通安全の啓発と安心事業を実施する	交通安全施設整備 通学路交通安全施設整備
		安心して暮らせるまちづくりを支援する	
3 子どもも大人	(1)一人ひとりの人権が尊重 され、誰もが個性と能力を発 揮できる	学校や地域社会で人権教育を進め、市民の人権問 題解決への行動意識を高める	学校人権教育リーダ・一育成研修会
も、みんな一人ひ とりが光るまち	(2)市民主体でまちづくりが 行われる	市民とのコミュニケーションを図り、地域社会づ くりを推進する	- 子育でサークルなどの活動支援
		市民との適切な役割分担の基に、地域の特性を活かしたまちづくりを進める	
4 子育てしながら 働きやすいまち	(1)働きやすい環境になる		中小企業への子育て支援環境づくり啓発、ワーク・ライフ・バランス推進! 業
		民間事業者が積極的に投資できる環境が整う	** 特定保育・延長保育・休日保育・病後児保育事業 認可外保育施設への支援 父親の子育てマイスター
5 まわりの愛情に 育まれ、親子が健 やかに生活できる まち	(1)妊娠から出産まで安心して快適に過ごし、いきいき子育てでき、子どもが心身ともに健やかに成長できる	母性並びに乳幼児等の健康及び育児への支援に努 める	妊婦一般健康診査 乳幼児健康診査 こんにちは赤ちゃん訪問
	(2)親子が安心して医療を受 けられる	休日・夜間に医療の提供をする	小児医療体制(休日・夜間)
	(1)地域で福祉活動が活発に 展開される	市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の団体 の活動を支援し、地域住民や関係者の積極的な参加 や相互協力のもとに地域福祉を充実させる	民生委員・児童委員の活動支援
6 すべての家庭が 自立することを応 援するまち	(2)市民が自立した生活を送 れる	福祉対象者に各種手当給付、福祉医療助成の事業 を行うことにより、経済的基盤を安定させる	こども医療費助成 母子自立支援員による相談
		母子家庭及び寡婦が安定した生活を確保する	
	(3)障害のある人の自立と社 会参加を促進する	障害のある人の自立と社会参加を促進する	障害児・保護者訓練指導事業 障害児デイサービス事業への支援
		障害のある児童の療育、保護者の相談・援助を行 う	
	(1)児童・生徒が社会人とな るための基礎が培われる	ン 人材の確保・活用、備品の整備・管理などを通し て教育環境の向上を図るとともに、子どもたちの健 やかな成長と安全の確保に努める	学校づくり支援事業 学びの一体化推進事業 特別支援教育 教育相談・U-8事業
7 新しい時代をたくましく切り拓い ていく子どもを地域全体で育てるま		子どもが健やかに育つ環境を整える	通常保育・障害児保育 虐待防止対策、家庭児童相談室 相談事業、プ育て支援むター事 業、ファリー・ザート・センター事業 学童保育所運営支援
		母性並びに乳幼児等の健康及び育児への支援に努 める	子里味有所埋含又接 食育の推進 家庭教育、子どもの生活リズ ム、家庭の日啓発、青年指導者 の育成支援
	〕体	市民が芸術・文化活動を行えるようにする	学校へのアウトリサーチ事業 プラネタリウム学習投映、学習支援展 示
8 子どもが豊かな 心と健やかな体 で、様々な体験を		郷土の歴史や自然に対する知識や理解を深め、郷 土を大切にする心や科学する心を育み、よりよいま ちづくりや未来を考える場を提供する	
		市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親し	